

子育てふれあいひろば

13日(木)は生きいき健康センターで育児講座を行います

お問い合わせ先

曾於市子育て支援センター ☎ 0986-76-6565 (直通)
 子育て携帯サイトすまいるキッズ <http://www.smile-kids.jp/sooshi>



日	月	火	水	木	金	土
						3/1
2	3	4 ひろば	5 ひろば	6 親子	7	8
9	10	11 ひろば	12 ひろば	13 講座	14	15
16	17	18 ひろば	19 ひろば	20 親子	21 春分の日	22
23/30	24/31	25 ひろば	26 ひろば	27 親子	28	29

◆リフレッシュボデイ教室 (3月13日)
 会場 生きいき健康センター
 対象 一歳未満のお子さんと保護者 ※市内在住の方とします
 定員 10組
 申込期間 3月3日(月)～7日(金)
 講師 茶園ちえみ先生
 準備する物 タオル、飲み物、室内用シューズ
 親子で一緒に運動をします。動きやすい服装でお越しください。

※子育て支援センターは、キッズルーム開放・育児相談を実施しています。

キッズルーム開放 午前10時～午後3時(月曜日～金曜日) 育児相談 午前9時～午後4時(月曜日～金曜日)

親子ふれあい遊び 午前10時～11時30分 ●会場 生きいき健康センター

子育てひろば 午前10時～11時30分 ●会場 大隅弥五郎伝説の里 ●会場 財部保健福祉センター

育児講座 午前10時～11時30分 ●会場 13日：生きいき健康センター

国民年金のはなし

お問い合わせ先

市民課・各支所地域振興課 末吉 ☎ 0986-76-8805 大隅 ☎ 099-482-5923 財部 ☎ 0986-72-0934
 鹿屋年金事務所 ☎ 0994-42-5121

年金移動相談所開設日

期 日	時 間	場 所
3月12日(水)	午前10時 ～ 午後3時	大隅支所 別館2階 大会議室

鹿屋年金事務所による移動相談所が開かれます。日程・場所は上記のとおりです。

相談は無料ですが、予約が必要です。

予約のない方の相談はできませんので、ご了承ください。

※予約先：大隅支所国民年金係

☎ 099-482-5923

異動の際は、届出を忘れずに！
 春は、就職・転職・進学など異動の多い季節です。次のような場合は届出が必要になりますので忘れずに届出をしてください。
 ◇市役所各支所国民年金係
 ・20歳になったとき
 ・(すでに厚生年金保険・共済組合に加入されている方は除く)
 ・転居・転入・転出をしたとき(国民年金被保険者の方)
 ・退職したとき
 ・離婚や収入増で配偶者の扶養から外れたとき
 ◇年金事務所(手続きは勤務先)
 ・就職した時
 ・厚生年金保険や共済組合に加入する配偶者に扶養されるようになったとき

後納保険料の納付書の「使用期限」にご注意ください！
 すでに後納制度を申し込まれた方で、平成16年4月以降分の保険料の納付がお済みでない方は、納付書に記載された使用期限(平成26年3月31日)までに納付をお願いします。

3月は「自殺対策強化月間」です

お問い合わせ先

保健課 健康増進係 ☎ 0986-76-8806
 福祉課 社会福祉係 ☎ 0986-72-0936

自殺は、様々な問題を抱えて追い込まれた末の死と言われています。

例年、月別自殺者数の最も多い3月を「自殺対策強化月間」と定め、重点的に広報・啓発活動を展開しています。

全国では1年間に約3万人、県内で約400人、大隅地域（曾於・肝付）で約70人が自ら命を絶っています。

身近な人・大切な人を守るために、悩みに気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守っていくことが大切です。

まずは、左記窓口へご相談ください。

相談窓口

ところが元気になる相談室

（詳しくは23ページをご覧ください。）

保健課 健康増進係

☎ 0986-76-8806

福祉課 社会福祉係

☎ 0986-72-0936

志布志保健所

☎ 099-472-1021

いのちの電話

☎ 099-250-7000

こちらの電話

☎ 099-228-9566

☎ 099-228-9567



いのち
支える

結婚祝金制度について

農林業・商工業の後継者の皆さんへ結婚祝金5万円を贈呈します

お問い合わせ先

経済課・各支所産業振興課

末吉 ☎ 0986-76-8808 大隅 ☎ 099-482-5950 財部 ☎ 0986-72-0938

結婚祝金対象者

次の①～③のすべてを満たし、結婚をされた方に結婚祝金を贈呈します。

①曾於市の住民として、住民基本台帳に登録されている方

②おおよね45歳未満の方

③後継者・新規就業者で、今後、農林業・商工業に従事し、地域の農林業・商工業の振興に寄与すると認められる方

後継者

農林業・商工業以外の仕事に従事していたが、親の経営する農林業・商工業の後継者として就業し、今後は専業とする方

新規就業者

農林業・商工業以外の仕事に従事していたが、新たに農林業・商工業に就業し、今後は専業とする方

祝金の贈呈額

1組 5万円

祝金の申請

該当される方は、経済課又は各支所産業振興課へ申請してください。



1月31日に行われた結婚祝金贈呈式

税チャンネル ～納税があなたを支えます！～

お問い合わせ先

税務課・各支所地域振興課 税務係

末吉 ☎ 0986-76-8804 大隅 ☎ 099-482-5922

財部 ☎ 0986-72-0932

平成26年度 各種税・料の納期について

平成26年度の各種税・料の納期は次の表のとおりです。

月別	市県民税	固定資産税	軽自動車税	国民健康保険税	介護保険料(1号)	後期高齢者医療保険料	有線放送使用料	上下水道料	納期限
区分	普通徴収	—	—	普通徴収	普通徴収	普通徴収	—	—	
4月									4月30日
5月		1期	全期					1期	6月2日
6月	1期			1期	1期		全期		6月30日
7月		2期		2期	2期	1期		2期	7月31日
8月	2期			3期	3期	2期			9月1日
9月		3期		4期	4期	3期		3期	9月30日
10月	3期			5期	5期	4期			10月31日
11月		4期		6期	6期	5期		4期	12月1日
12月	4期			7期	7期	6期			12月25日
1月				8期	8期	7期		5期	2月2日
2月				9期	9期	8期			3月2日
3月								6期	3月31日

※新年度より**介護保険料(普通徴収)・後期高齢者医療保険料(普通徴収)**の納期が変更となっております。ご注意ください。

納付については便利な口座振替が利用できます。口座振替をご利用の方は、各期の納期限が振替日となります。

期限内に必ず納付しましょう。期限内に納められない場合は、早めに相談してください。

固定資産課税台帳縦覧・閲覧のお知らせ

縦覧・閲覧期間

平成26年4月1日(火)

～5月30日(金)

時間

午前8時30分から午後5時15分

場所

税務課、各支所地域振興課税務係

固定資産課税台帳は、土地、家屋等に関する事項、26年度の税額など、重要な事項が記載されています。ご自分の資産を確認するためにも、ぜひ縦覧・閲覧をしてください。

※縦覧・閲覧には**運転免許証等の身分証明書**の提示が必要です。また、同居の家族以外の縦覧・閲覧については委任状が必要です。

未登記家屋の所有者変更の届出について

固定資産税は賦課期日(1月1日)現在の所有者に納税義務があります。賦課期日に、「売買」、「贈与」、「相続」などの理由で、未登記家屋の所有者に変更がある場合は届出が必要です。

税金の納め忘れはありませんか？

督促状や催告書等を送っています。が、「分からなかった」、「納めたと思っていた」といった話しをよく聞きます。領収書を確認して(口座振替の方は通帳)、納め忘れないよう、納付してください。

介護保険料の納め方について

介護保険料の納め方には、**特別徴収**と**普通徴収**の2通りがあります。年金が年額18万円以上の方は原則として年金から天引き(特別徴収)となり、18万円未満の方は、納付書または口座振替(普通徴収)で納めることとなります。

また、年金から天引きとなる方でも、年度途中で65歳になった方や保険料が増額になった場合など、**一時的に納付書で納める場合があります**ので、「納付書」が届いたら必ず納めてください。ご不明な点は、保健課介護保険係へお問い合わせください。

危険廃屋解体撤去補助金・住宅リフォーム促進事業補助金について

お問い合わせ先

企画課・各支所地域振興課 地域振興係
 末吉 ☎ 0986-76-8802 大隅 ☎ 099-482-5921
 財部 ☎ 0986-72-0931



危険廃屋解体撤去補助金

市内に存する危険廃屋の取り壊し・撤去・処分にかかる工事を市内の解体業者等に発注する場合、その経費の一部を補助します。

補助対象の基準

所有者が居住していない又は使用しておらず、経費が30万円以上で、市内の解体業者等が行う工事
 ※申込時点で解体工事等に着手又は申請手続き中に着手したものは対象外となります。

対象となる工事

- ・所有者が使用しなくなった建物。使用することが不可能となった建物
 - ・店舗、事務所、物置、工場、事業用倉庫などのほか工作物の撤去
 - ・所有者から依頼を受けた家屋等
 - ※住宅に付随する倉庫、自家用車庫等
- は一つの建物と見なします。

対象とならない工事

- ・家屋に付属する地下埋設物(浄化槽)の撤去工事
- ・公共工事による建替えや移転、その他の補償となつてている建物

補助金額

対象工事費の30% (千円未満切り捨て) で上限30万円を補助します。
 ※補助金の申請は、一回限りとします。
 ※本事業は予算に到達した時点で、終了します。

手続きの流れ

- ① 工事計画書(事前申請)
 - ② 解体工事業者の確認
 - ③ 補助金交付申請
工事完了後30日以内に申請
 - ④ 書類審査・完了現地確認調査
 - ⑤ 補助金交付決定通知
 - ⑥ 補助金の支払い
- ※解体工事業者は、市内に本店や営業所があり、解体工事及び廃棄物処理に関する資格を有する者とします。利用予定の業者について確認してください。

住宅リフォーム促進事業補助金

市民のみなさんが居住する住宅等のリフォーム工事を市内のリフォーム登録工事に発注する場合、その経費の一部を補助します。

補助対象の基準

持ち家であり自己が居住している住宅で経費が20万円以上か、市内リフォーム登録工事が行う工事
 ※申込時点で着手している工事及び申請手続き中に着手したものは対象外となります。

対象となる工事

- ・住宅などの増改築、修繕又は補修、バリアフリー等の工事
- ・内壁の張替や塗替などの模様替え
- ・住宅の耐震性を確保するための改修

・水洗化に伴うトイレの内装、設備改善

・住宅の屋根、外壁などの塗装工事

・住宅設備品だけの経費

(家具や家電製品の購入費)

・住宅に付随する自動車車庫の設置、修繕補修工事

・既成テラスの設置

・堀や門扉などの外構工事

補助金額

対象工事費の10% (千円未満切り捨て) で上限15万円を補助します。
 ※本事業は予算に到達した時点で終了します。

手続きの流れ

- ① 工事計画書(事前申請)
 - ② 施工業者の登録の確認
 - ③ 補助金交付申請
工事完了後30日以内に申請
 - ④ 書類審査・完了現地確認調査
 - ⑤ 補助金交付決定通知
 - ⑥ 補助金の支払い
- ※リフォーム業者は市内に主たる事業所を有し、かつ、市が認める改修工事の資格等を有する者とします。利用予定の業者について確認してください。

住宅取得祝金等支給制度

住宅を新築または購入した方に、お祝いとして現金と曾於市が発行する商品券を支給します
お問い合わせ先

企画課・各支所地域振興課 地域振興係

末吉 ☎ 0986-76-8802

大隅 ☎ 099-482-5921

財部 ☎ 0986-72-0931

対象者

市内に居住するため住宅を新築または購入した方

申請

新築・購入の日以後1年以内に申請してください。

なお、新築・購入の基準日は、法務局の登記（新築・所有権移転）の日付とします。

基本の祝金等

市内業者による新築

商品券10万円分、現金10万円

市外業者による新築

商品券5万円分、現金5万円

未入居の建売住宅購入

商品券5万円分、現金5万円

右記以外の中古住宅購入

商品券2万5千円分、現金2万5千円

※中古住宅とは、居住が可能で耐用年数が10年以上見込まれるものです。

転入者加算

転入して一年以内の方には、商品券5万円分と現金5万円を加算します。なお、本市から転出後3年以内の再転入は対象外とします。

支給対象外となるもの

- ・市の定住促進住宅用分譲地への新築
- ・市税等の滞納者
- ・住宅リフォーム促進補助金、危険廃屋解体撤去補助金を受けた方



1月27日に行われた住宅取得祝金等交付式

平成25年度 市民ウォーキング

日時 平成26年3月10日(月)(雨天決行) 午前10時～

集合 弥五郎の里野外ステージ

コース 弥五郎の里周辺コース

持参する物 運動できる服装、ウォーキングできる靴、リュック、帽子、飲物等

お問い合わせ 曾於市役所保健課健康増進係 ☎ 0986-76-8806



ご寄附がありました

(1月受付分)

●曾於市思いやりふるさと寄附金 (ふるさと納税)

7件 21万2千円

この寄附制度は、平成20年度に始まり、平成26年1月末時点で、

217件

2025万1965円

となっております。寄附者の意向に沿った事業に活用させていただいています。

●山中貞則顕彰記念事業寄附金

29件 214万5千円

この寄附金は、末吉町深川の故山中貞則先生の自宅を購入し、顕彰記念館として管理運営していく経費に活用させていただいています。平成22年度に始まり、平成26年1月末時点で、

393件

2億6066万2827円

となっております。寄附金目標額は、5億円です。

●その他寄附金

1件 50万円

(株)田中冷熱設備工業様より、スポーツ振興のために役立ててくださいと寄附がありました。

*市では、ご厚意に深く感謝申し上げます。ご厚意に深く感謝申し上げます。有効に活用させていただきます。